

近代イギリス・スポーツの発展に関する ピューリタニズムの意義について (II)

—James I, Charles I の“The declaration of Sport”の
研究を中心として—

山 田 岳 志

Ein Studium über die Bedeutung des Puritanismus für die Entwicklung des englischen Sportes in der frühen Neuzeit (II)

Das Studium über “The declaration of Sport” von James I und Charles I

Takeshi YAMADA

In diesem Studium nehme ich mir vor, die probleme um den englischen Sport in der frühen Neuzeit und den Puritanismus zu forschen und sie zu erklären. Die Haltung des Puritanismus über die Körperlichen und sportlichen Bewegungen ist generell negativ. Daher handelt es sich in diesem Studium um die Bedeutung des Puritanismus für die Entwicklung des englischen Sportes in der frühen Neuzeit. Diese Forschung bedeutet auch das geschichtliche Problem, die gedankliche Entwicklung des englischen Sportes in der frühen Neuzeit zu forschen und sie zu erklären. Um diesen Studiumshauptsatz zu erklären, handelt es sich um “The declaration of Sport” von James I und Charles I, und sind zunächst die folgenden vier Grundstandpunkte des Studiums anzunehmen. Im ersten Abschnitt handelt es sich um “The declaration of Sport” von James I und Charles I. Im zweiten Abschnitt handelt es sich um die Einwirkungen dieses Buches. Im dritten Abschnitt werde ich über den Zusammenhang zwischen “The declaration of Sport” und dem Puritanismus und über die Bedeutung dieses Buches handeln. Im vierten Abschnitt handele ich über den Zusammenhang zwischen “The declaration of Sport” und dem Gedanken des englischen Sportes in der frühen Neuzeit.

序 論

16世紀末から17世紀中項にかけての Puritanismus の社会的発展は近代イギリス・スポーツの発展に対してもきわめて思想的規定性をもつものであったろうと思われる。このように puritanismus とイギリス文化との関連は、イギリス的文化風土を創り出していく上で、言うなればイギリス社会の生活様式 *Lebenweise* を規定するものとしての思想を定着させていく過程としての Puritanismus の社会的発展の研究は、近代イギリス・スポーツを思想的立場から研究していく上でも着過しえない問題を含んでいるように思えるのである¹⁾。さて、P. McIntosh が指摘するように近代イギリス体育が思想的、制度的にもその状態を二重構造的に推し進められた

とする立場をとるならば、その社会的起因の一つを「まさしく旧秩序に対する清教主義のたたかい²⁾」に求めても差し支えないように思われる。つまり Puritanismus の社会的発展こそは、封建的なイギリスのスポーツ的な活動を思想的に近代化せしめる要因であったと考えるからである³⁾。さて、本研究の目的はかかる Puritanismus の社会的発展過程において、スポーツ的な活動との係わりが顕著であったと思われる James I 世と Charles I 世によって公布された“The declaration of Sport”⁴⁾ と Puritanismus との関係を考察するものである。「イギリスのスポーツ史上、すくなく注目すべき記録は、温良なイギリス人達に対してスポーツを許可する、と言った James I 世の宣言であった⁵⁾。」「この書は、James I 世と Charles I 世とがピューリタニズム反撃という明

白な目的のために立法化したものであり、ことに Charles I 世は全教会の聖壇から読み上げるように命令したものである⁶⁾。このように James I 世や Charles I 世による“The declaration of Sport”の公布は、それが原因となって Puritan 革命が起ったと言われるほど社会的問題として政策的視野で論争されたのである⁷⁾。このように James I 世や Charles I 世による“The declaration of Sport”の公布は、社会的発展をしてくる Puritanism に対して初期の宗教的領域を越えて、きわめて政策的手段として用いられたと言われている⁸⁾。それは結果的にはアングリカニズム(Anglicanism)とピューリタニズム(Puritanism)との社会的文化闘争の一つとして、“The declation of Sport”はその論争を提供した形になったのである。本研究においては、“The declaration of Sport”の内容について考察しながらも、Puritan がその公布に対してどのような態度でのぞんだのか、16世紀後半から17世紀中期におけるイギリスのスポーティな活動の概観を試みながらも、若干の資料をもとにテーマへのアプローチを試みた⁹⁾。

I. スチュアート朝時代のスポーツ

J. Strat や F.W. Hackwood も指摘するように、中世、ルネサンス期において史的考察によって明示されてくる庶民的スポーティな活動こそはまさにイギリス的なものを反映しており、それは社会的機能体としての発展でもあったろうと思われるのである¹⁰⁾。G. Chaucer (1345~1400) の活躍した時代におけるロンドンの活気に満ちた若者達のスポーティな遊び¹¹⁾、John Stow (1525~1605)¹²⁾、Samuel Pepy (1633~1703)¹³⁾の時代においても庶民的スポーティな活動は活気に満ちた若者達をとりこにしていた。「楽しい若い時代、とりわけ16世紀においてはその絶頂期にあった。そしてもし17世紀初期というものをより強く調するならば、“Merry”ということばは愉快、楽しませる。陽気、明朗という意味をもっていた¹⁴⁾」、又、「ロンドン市長のパレードの変遷はなかなか面白い物語に満ちていた。パレードは1611年から1639年までつづけられた¹⁵⁾」。このようにして一般庶民は“Huntig”とか banqueting”をするような余裕など持てなかったが、それにしても彼らは支配者層よりはるかに自分達に似合ったスポーティな活動を楽しんでいた¹⁶⁾。B. Walter はその時代のロンドンに関して、ロンドンがこの時代ほどスポーティな活動を楽しんだという時代はなかったと言¹⁷⁾、又 P.H. Ditchfield も同様なことを指摘しているのである¹⁸⁾。こうした諸々の庶民的スポーティな活動は宗教上の祭典、定期市、又組織的なギルド訓練の下での組合員の間でも行なわれた。さて、こ

のように明るく無邪気で陽気な庶民的スポーティな活動に対して、一方ではこのようなことに批判的な史料も散見するのである。「実際、たいいていの時代の歴史的記録は彼等の支持者の感情よりもレクリエーションに対する非難者の懸念に関する証拠をはるかにもっていたのである¹⁹⁾」。というようにこれらの批判は一般的に騒々しく、下品と思われるほど墮落していった各種の祭典は、そこで行なわれていたスポーティな活動が暴動や流血ざたにまで発展したり、もう一つは宗教的儀式に対して、それが日曜日とか他の休日に行なわれていたことから教会の礼拝に参加することを無価値にしてしまうようなことが憶感に思われたのである。こうして庶民の間では活発に行なわれた庶民的スポーティな活動に関する非好意的記述は、近代初頭において顕著に現われてくるのである。「実際、エリザベス即位から17世紀後期の間、庶民に人気があったレクリエーションの問題はかなりの論争をまき起した²⁰⁾。」というように、この時代的背景には文化激変の時代、というなれば文化秩序の解体過程における社会的論争の一つにすぎないと思われるが、特に伝統的レクリエーションに対する批判は、それが内部にかかえこむ軽卒で、騒々しく抑制の欠乏という特有な気質に対する Puritanism の運動によって持ち上がったのである。「ピューリタンのレクリエーションに関する典型的なものは、彼らがいやくもとった行為に関する限りでは、仕事と信仰を結びつけることがピューリタンの特色であったし、まじめさと不屈の精神を共に持ち合わせているようなものであった。このようなピューリタンの伝統は常にスポーツやゲームに対してはいい顔をしなかった。というのも彼等はピューリタンの精神ともいうべき安息日を守らないか、あるいは見苦しい程軽卒な態度でしか接しないように思えたぐらいであった²¹⁾」。このように Puritan にとってはこの時代の風習というものがいかにも神への奉仕ということに対立するようなものであり、事実日曜日のスポーティな活動とか、フェスティバルの流行は安息日 Sabbath の神聖な儀式に対する主な障害の一つとして見なされていたのである²²⁾。さて、このようにみえると Puritanism の社会的発展は、既成文化秩序への挑戦でもあったと思われるのである²³⁾。「これらの祭りをはじめたのは教皇であって神の言葉によるものではない。祭りは人々をただ無知と怠惰に落し入れるものである。こうして一年の半分、或いはそれ以上が祭りで潰され、人びとは手仕事を止め、職業をすてて、ぶらぶらと無為に時間を浪費してしまう。——清教師達の憤激は、1618年、スポーツに関する国王の宣言書が公布された時最高潮に達した。この宣言書は《スポーツの書》(Book of Sport)という名称で知られ、1633年に改訂増頁

された。この宣言書は、射手の競技、五月の祭典、聖霊降臨の祝日ビール・ムーア風の舞踏を弁護していた。だからこの書は悪魔の書物だとみなされた²⁴⁾。ステュアート初期時代からの Puritanism の社会的発展に伴ない庶民的スポーティな活動に対する Puritan の態度は、その度合をますます高めていった。そして Puritanism の文化論争は、その内部に政策的要素を含みながら補強され、庶民のスポーティな活動に関する1618年の James I 世、1633年の Charles I 世による“The declaration of Spot”の公布、再公布は文化論争というより当時のアングリカニズム Anglicanism とピューリタニズム Puritanism とのきわめて政治的闘争に利用されたといふべきものであったろう。

II. “スポーツの書” 公布の時代的背景

L. Govett が言うまでもなく、James I 世や Charles I 世によって公布された“The declaration of Sport”をより理解するためにも、ステュアート朝時代の社会、両国王のおかれた立場等を理解する必要があることは言うまでもない。さて、ステュアート初期時代のイギリスにおいて、それが貴族的なものに関するものであれ、庶民的なものに関するものであれスポーティな活動に対する教会との絶え間のない争いについては諸々の史料が明示してくれるのである。さて、スコットランド王からエリザベスの跡を継いでイギリスの王位についた James I 世時代になると、この論争はますますその激しさを増してきたように思われる。イギリス史の教えるところによれば、エリザベス時代においてアングリカニズム Anglicanism は体制的思想であったが、このアングリカニズムはナショナリズム、アブソリュティズム、受動的服従の倫理よりなるものによって支えられていた²⁵⁾。しかしながらカトリック教であったメアリー女王の新教徒弾圧をのがれてジュネーブをはじめヨーロッパの各地に亡命していた人達が、エリザベス女王の即位により帰国するや、カートライト(Thomas Cartwright 1535—1603)などを教職者とするカルヴィンの改革をモデルとした長老主義の社会的成長は、アングリカニズム Anglicanism の深刻な問題となっていくのである。長老主義はアングリカニズム Anglicanism を否定しなかったが、教会制度の改革は国王の任命する主教による教会支配でなく、牧師と一般の指導者達や信徒による管理体制を目指していたので、このような教会の管理体制を信徒の選んだ長老の手にゆだねることは、国王にとっては国家の統治権をも手ばなすことに等しいことであった²⁶⁾。このような状況下において「長老主義のスコットランドから迎えられた James I 世が登位すると、ピューリタンは大きな期待を

もって新時代の開始を迎えた²⁷⁾」のであった。しかし James I 世によって召集されたハンプトン・コート会議での挫折は Puritan の内部分裂や大弾圧という問題をもたらすようになるが、しかしそれはネガティブな面よりポジティブな面で重要な転機をもたらすようになるのである²⁸⁾。このような James I 世の《主教なくば国王なし》(No Bishop, No King)という宣言ははっきりとアングリカニズム Anglicanism の再確認であった。さて、ステュアート朝時代においてみられたアングリカニズム Anglicanism とピューリタニズム Puritanism との対立はそれが宗教的対立がたんなる宗教的対立にとどまらず、社会的、文化的対立にも発展したことであった。James I 世が「わたしは彼ら〈ピューリタン〉を服従させてやる。さもなければこの国から追払ってやる²⁹⁾」と言った時、それはもはやステュアート朝がテューダー朝との政策的決別を意味するものであったろうし、それはまさしく Puritan に対しての弾圧政策であった。「テューダー王朝はステュアート王朝以上に専制的であったが、ヘンリー八世も、エリザベスもその政策を遂行するにあたって少なくとも形式的には議会の協賛を求めたし、宗教的あつれきの表面化を抑えていた〈国王崇拝〉(King-worship)を最大限に利用することによって国内的統一と秩序の維持につとめたのである³⁰⁾」が James I 世が即位する項には、ウェーバーのこぼれをかりれば、テューダー朝末期から社会的成長をとげてきた中産の生産者層が議会の勢力を占めてくるようになり、このような階層の人達がイギリスの市民社会建設のイニシアチブをとるような時期にあって、議会を無視するようなことは困難になってきたのである。このようなことは、トレヴェリアンが James I 世とその子 Charles I 世を評して《James I 世はスコットランドは知っていたがイングランドは知らなかった。その子 Charles I 世にいたっては、両方とも知らなかった。》と述べているように、ステュアート朝の悲劇は、ステュアート父子のイングランドに対する無知によるところが大きかったと言えよう³¹⁾。このようにイギリスを理解できなかった James I 世や Charles I 世にとって、その内政的問題は多面的であり複雑なものであったろう。しかもこのステュアート父子は反国王、反教会の Puritanism の問題に対してウィリアム・ロードを登用して政策を推し進めていくのであるが、それは徹底的な Puritan 弾圧政策であった。そしてロードが英国教会の最高位に就いた1633年、再び“The declaration of Sport”が公布されたのであるが、それは「教会法や折とう書の規則からの逸脱を厳しく禁止しながら、他方で聖なる安息日を昌とくするような娯楽を許したことは、ピューリタンにとって赦し難い偽善であっ

た³²⁾。], このような国王の政策は明らかに Puritan 弾圧の意味を持つものであったし, 諸々の史料が明示してくれるように³³⁾, この Charles I 世の“The declaration of Sport”の公布は Puritan 革命の原因と言われるほどであった。

III. スチュアート王朝の

“The declaration of Sport”

「1618年の布告は注目すべきものであった³⁴⁾。」F.W. Hackwood が指摘するように, スチュアート王朝下におけるスポーティな活動と教会の絶え間のない争いは Puritanismus の社会的発展にともなう, その既成文化解体への挑戦として最も尖鋭化したものであったろう³⁵⁾。「イギリスにおいて人々の信仰が古のラオデキア人のように冷えきってしまったところのことである。この国よりカトリック教会の諸制度を放逐することを忘れて, 人びとはローマ偶像崇拜を受け入れようとしていた。いやそればかりか, 異教徒がヴィーナス・バックス・セレスに捧げるような儀式でもって安息日をつぶそうとする下劣な瀆神の輩を助長するような布告が各教区の教会に下される体たらくであった³⁶⁾。」このような Puritan の批判にもかかわらず James I 世にしては自らもスポーティな活動を楽しみ, かつ庶民の間で行なわれていたスポーティな活動には傍観する立場をとっていたのである。それどころか「安息日の条令がエリザベス朝や教会のちょう臣達のもとでどんな目に合ってきたか——エリザベスの継承者である James I 世や Charles I 世によってもその条令は歓迎されたのであるが, 実際 James I 世や Charles I 世時代は慣例を乱すようなことに対しては, 強い条令を出すことで臨んだのであった³⁷⁾。], さて, スチュアート王朝にとっては Puritan のレクチャーの絶滅という目的のために, 一方ピューリタンにとっては社会文化秩序の解体という, この両者の相反目する闘争を展開するなかで, スチュアート父子によっへ公布された“The declaration of Sport”の内容はどのようなものであったか, 以下その内容について触れてみたいと思う。

Whereas upon our returne the last yere out of Scotland, we did publish our Pleasure touching the recreations of Our people in those parts under Our hand. For some causes US thereunto mooving, Wee have thought good to command these Our Directions then given in Lancashire with a few words thereunto added, and most appliable to these parts of Realmes, to bee published to all Our Subjects.

1617年 James I 世はスコットランドを訪問し, ロンドンへの帰路途中, ランカシャーを通りすぎる時, 数人の職人とか, 召使いとかいった一般庶民からある嘆願書を受けとった。その内容たるや一言でいえば, 庶民達は礼拝式の後とか, 日曜日にダンスとか, 教会内でのスポーティな活動といったあらゆるレクリエーションを禁止されているということであった。それまではランカシャーの庶民にとっては, 少なくとも君主以上に娯楽好きであったし休日に退屈するようなことななかつたのである³⁸⁾。

Whereas wee did justly in Our Progresse through Lancashire, rebuke some Puritanes and precise people, and took order that the like unlawfull carridge should not bee used by any of them hereafter, in the Prohibiting and unlawful Punishing of Our good people for using their lawful recreations, and honest exercises, after the afternoon Sermon or Service :

James I 世は, 庶民の嘆願書の理由がどのようなものであるか察知していた。それは Puritan 達によってロードの日には不合法かつ悪い事とみなされていたスポーティな活動を禁止されていることであった。しかし James I 世は, 礼拝式後の日曜日の娯楽は許されるべきものであり, 何人といえどもどんな合法的レクリエーションをも妨害したりしてはならないとしたのであった³⁹⁾。この James I 世の宣言は Puritan を刺激するには十分効果のあるものであったと言われている⁴⁰⁾。そしてランカシャーの庶民による嘆願書に対して James I 世は異例なほど賛意を表わし, この James I 世の宣言はイギリス全州に拡がりをみせるほどであったと言われている⁴¹⁾。特にランカシャーではイギリスのどの地方よりも国教会に従わない者が多かったと言われている⁴²⁾。

‘It is true that at Our first entry to this Crowne, and Kingdome, We were informed, and that too truely, that Our County of Lancashir abounded more in Popish Recusants than any County of England, and thus hath still continued since, to Our great regret, with little amendment, save that now of late,

さて, James I 世の宣言によれば, あらゆる合法的レクリエーションを庶民から奪うことは, そこに二つの害悪をもたらすことにもなりかねないことを指摘している。

The one, the hindering of the conversion of many, whom their Priests will take occasion herby to vex, Persuading that no honest mirth

on recreation is lawful or tolerable in Our Religion, which cannot but breed a great discontentment in Our people's hearts, especially of such as are, peradventure, upon the point of turning;

その一つは多くの庶民の改宗を防げることであり、又合法的レクリエーションを庶民から禁止することは教会や国に対して問題となるばかりか非国教会の密会にもつながりかねないと考えたのである。

The other inconvenience is, that this prohibition barreth the common and meaner sort of people from using such exercises as may make their bodies more able for warre, when wee, or Our Successors, shall have occasion to use them. And, in place thereof, sets up filthy tiplings and drunkenness, and breeds a number of idle and discontented speeches in their Ale houses, For when shall the common people have leave to exercise, if not upon the Sundayes and holy daies, seeing they must apply their labour, and win their living in all working daies?

もう一つの不都合は、庶民のスポーティな活動を禁止してしまうことによって、戦時に十分な活躍ができるような身体をつくる、そのための運動を防げてしまうことであり、又居酒屋でビールにひたたりして怠惰な生活を送ってしまう、というのである。このようなことから制度主義者達は、日曜日のスポーティな活動を歓迎するというその手がかりをイギリス全州に与えようとしたのであり、それは教会違反にはならないとしたのである。James I世は、もし庶民からスポーティな活動をとりあげてしまったら庶民の精神的な気晴しというものは全くなくなってしまい、そのような状態がどんなにみじめなものであろうかと考えたのである。⁴³⁾さらに、James I世は上記の二点の害悪をなくすためにも、教職者や教会執事者達に自分達の職務をまっとうするために、宗教に関しては改宗、布教につとめ、又非国教会の立場をとる者に対しては法をもって罰するように命じたのであった。

Our pleasure thereof is, That the Bishop of that Diocese take the like straight order with all the Puritanes and Precisians within the same, either constraining them to conform themselves, or to leave the County according to the Lawes of Our Kingdome, and Canons of our Church, and so to stuike equally on both hamds, agfisst the contentners of our Authority, and adversaries of Our Church.

こうしてJames I世は、イギリスの各州の主教に対してこの公布に対する内容を徹底させるように命じ、Puritanに国教を遵守するか、あるいはそれに反対する者に対しては国王の法律と教令によって罰すると言うのであった。さて、この宣言書は又合法的レクリエーションとして次のようなものをかかげている。

Such as dancing, either of men or women, Archery for men, Leaping, vaulting, or any other such harmlesse Recreation, nor from having of May Games, Whitson Ales, and Morris-dances, and the setting up of Maypole, and other sports therewith used, so as the same be had in due and convenient time, without impediment or neglect of Divine Service:

しかしながらJames I世時代はbull-batingは日曜日にするのは禁じられていたし、又球ころがし等テューダー朝時代から非合法とされていたレクリエーションは依然として禁止されていた⁴⁴⁾。又このようなレクリエーションが行なえるのは教区の教会に出席して礼拝式に参加する者であり、国教忌避者とか、又宗教的には国教会を守っていても教会に出席せず礼拝式に参加しなかった者はレクリエーションを禁じられていたのである。さて、Charles I世時代になってからの2、3年というものはJames I世の公布した“The declaration of Sport”も、それがかって猛烈な論争をたたかわせたにもかかわらず、その効果というものはだんだんと失くなってきていた⁴⁵⁾。そこで1633年、ロードが英国教会の最高位に就いた時、“The declaration of Sport”の再公布がされたのである。

Our dear father of blessed memory: in his return from Scotland, coming through Lancashire found that his subjects were debarred from lawful recreations upon Sunday evening preyer endeed, and upon Holy-day.

Charles I世時代におけるこの公布は、Puritanのすべてに教会の聖壇から読みきかすように命じたのであった。そしてもしこの布告に反対したり、読みきかせることを拒むようなことがあれば罰が与えられることを命令したのである。しかし、Charles I世時代において教会法や祈とう書の規則の厳守を説きながら、一方では安息日Sabbathを昌瀆するような娯楽を許したことは、その目的がPuritan弾圧政策だけのものではあったことを物語るものであったろう。しかも、このことはPuritanの良心を侮辱するものであり、その公布を読み上げることに従わなかった人々の行為というものは、彼等の生計を失う危険が多かったにもかかわらず、命令を甘受するよ

うな Puritan ではなかった⁴⁶⁾。

IV. “The declaration of Sport”

と Puritan の規定

「日曜日を厳しく遵守していたピューリタン・ドクトリンは Charles I 世の父君, James I 世によってこわされると同時にスポーティな活動も許された。そして 1633 年, James I 世がすでに公布していた“The declaration of Sport”を再公布したことで Charles I 世と市民の間に不和が生じた⁴⁷⁾。James I 世や Charles I 世の“The declaration of Sport”がアングリカニズム体制を守ろうとするステュアート王朝の Puritan に対する政策的意図で公布されたことをみてきた。これに対して Puritan は、たんに安息日を妨害されるということよりむしろ、聖徒の秩序正しい生活を意図的に妨害しようとしたことに憤激したのであった。実際、当時の聖職者の多くが“The declaration of Sport”を読みあげたり、安息日にレクリエーションをすることを拒んだために聖職を奪われるということがあった⁴⁸⁾。しかも、“The declaration of Sport”の公布は益々大きくなっていく Puritan の声を無視したのでありこのことは Puritan を不必要に侮辱したのであった⁴⁹⁾。こうして Puritan は厳格かつ批判的に、貴族的・庶民的スポーティな活動や、それを奨励する者、又そのようなことを許していた俗物化した牧師達をのしつたのであった。こうした Puritan の行為は“The declaration of Sport”を読みあげることに従わなかっただけでなく、その宣言書を焼きすてしまったのである⁵⁰⁾。さて、アングリカニズム Anglicanism 体制下において弾圧されながらも社会的発展をしてきた Puritanismus は、それが本来宗教的活動ながらも、封建制解体のなかで次第に成長してくる中産の生産者層の要求と呼応するものがあつたが故にそれはアングリカニズム Anglicanism と対立するほどの勢力を強めることができたと言えよう。さて、「ピューリタンは人間生活からあらゆるスポーツやゲームを忘れさせるために、彼等の布教を考えた⁵¹⁾。」「疑いなく身体的娯楽に対するピューリタンの態度は通常敵意のあるものだった⁵²⁾。」「このように Puritanismus の倫理的規定によるスポーティな活動への厳格な態度については、諸々の史料が明示してくれるのである。それはイギリスにおいて、庶民がもっていた伝統的スポーティな活動のほんのわずかな機会をも奪ってしまったのであり、このような Puritan の態度はイギリスの風習に決定的痕跡を残したのである⁵³⁾。さて、それでは Puritan の社会的文化的秩序に対する倫理的規定とはどのようなものであつたらうか。「本能のままに快楽の手段としておこなわれるスポーツは、ピューリタ

ニズムにとっては嫌悪すべきものであり、——それがたとえ「貴族的な」スポーツであれ、大衆が舞踏場や居酒屋に行くことであれ、職業労働又は信仰を忘れさせるいっさいの本能的快楽は、合理的禁欲の敵とみかされた⁵⁴⁾。」(傍点筆者)、つまり、感覚的、感情的要素をもった文化に対するピューリタニズムの絶対的否定的態度、このような Puritanismus の感覚的文化に対する否定的、嫌悪的態度であればこそ、Puritan にとっては伝統的な中世からの文化というものは墮落した被造物と写り、それらのものに倫理的規定をはめていく過程であつたりと消滅させていったのである。このようにして、「たとえ、この時代の特別なお祭りに対しても、また初まって以来ずっと愛着をもちつづけていた人気あるゲーム⁵⁵⁾」をも消滅させ、宗教的祝祭日や、又安息日に庶民の内でも実施されていたスポーティな活動に対しても倫理的規定を加えていったのである⁵⁶⁾。「クリスマスの祝歌や酒宴、メイポールをめぐっての月光の夜のセリンジャー・ランド・ダンス、(dancing of Cellingers Round)、シューイング・ザ・メア(shoeing the mere)、目隠し遊び、ホットコックス、その他のクリスマス遊び、——月夜の王と王女遊び——などが無い、なんとあわれなクリスマスを我々がしていたかを想像してごらんなさい⁵⁷⁾。」「このようにして、ステュアート王朝の“The declaration of Sports”の公布は、チューダー王朝時代から社会的成長をとげてくる Puritan のイデオロギーを弾圧せんがために行なわれたものであつたが、いまや「社会生活のあらゆる方面を包括している利害と思想を代表して闘う⁵⁸⁾」ピューリタンの方がはるかにイギリス国民の心をつかんでいたと言えよう。このように Puritanismus の社会的発展はイギリスの庶民的スポーティな活動を消滅させ、イギリスの日曜日は信仰の日と化してしまつたのである。

暫定的結語

ステュアート朝時代におけるアングリカニズム Anglicanism とピューリタニズム Puritanismus との衝突を物語る代表的なものこそ「The declaration of Sport」をめぐる闘争であつたらう。そこには、国民的娯楽が法律上守られるべきであるとする国王が、合法的なスポーティな活動という、その合法性に対して攻撃する者に厳罰をもって対処したのに対して、安息日遵守主義 Sabbatarianism という立場から規律ある生活を乱されまいとする闘争があつた。こうして Puritanismus のスポーティな活動に対する干渉はイギリスに長くその影響を残した。トレヴェリアンのことばをかりればころである。「ピューリタン支配下のイングランドでは——安息日がけがされてはいないか、議会の定めた祭日が守られ

ているかを監視するために兵士を使ってロンドンの私人の家に入りこませた。また多くの地方でも五月柱を伐り倒したり、日曜日の午後のスポーツを禁止したりしたことが、同じ民衆の怒りを招いた。それでも《安息日》の遊戯禁止は、王政復古後も大体その生命を保った。1660年の国教的、自由主義的反動にもかかわらずピューリタンは《イングランド》の日曜日にくすんだ色合を永久に残したのだった⁵⁹⁾。Puritanismusのアングリカニズムに対する勝利は、アンリカン体制での文化秩序の解体を意味したと言えよう。このことは身体運動文化のPuritanismus化を意味するようになる。つまり、このことは身体運動を意識的、明徹な生活態度の課題として追求していくことになるのである。James I世, Charles I世による“The declaration of Sport”の公布は、それが直接ピューリタン革命の原因にもなりかねないほど、アンリカニズムとピューリタニズムとの闘争の原因をつくり出した。では、この“The declaration of Sport”が近代“イギリス・スポーツ発展に果たした役割とは何であったろうか。このことは近代イギリス・スポーツを創出する過程において、その思想的契機をもたらし、やがてはイギリス革命を経て登場してくるブルジュアスポーツ思想の基礎をつくったと言えないだろうか。つまり、それは近代イギリス・スポーツを思想的に近代化せしめるような役割りを果たしたと思われるのである。

引用・参考文献

- 1) 越智武臣：「近代英国の起源」ミネルヴァ書房，P311。
本論によれば、英国文化の重要な造形要素として人文主義、清教主義、そしてこの二要素の合成文化の発展・定着こそ“英国における文化型”というものを造り出したと指摘しているのである。
- 2) トーニー著，出口・越智訳：「宗教と資本主義の興隆」，岩波文庫・下巻 P94。
- 3) 拙著「近代イギリス・スポーツの発展に関するピューリタニズムの意義について」愛知工業大学“研究報告” No.14 (1979) P62。
- 4) James I世や Charles I世によって公布されたこの宣言書は通常、〈Book of Sport〉とか〈The declaration of Sport〉というように呼称されているが，S.R. Gardiner, : The Constitutional Documents of the Puritan Revolution, 1625—1660, Oxford, 1906,によれば、この呼称の完全な題名について下記のように記されている。
—The full title is, “The king’s Majesty’s declaration to his subjects concerning lawful Sports to be used, Imprinted at Lond. by Robert Barker, Printer to the king’s most excellent Majesty: and by the Assigns of Robert Bill, M.D.C. X X X III
- 5) ● Godfrey, D: The Early Stuart 1603—1660, (The Oxford History of England IX), Oxford, 1959, P76
● Frederick. W. Hackwood: Old English Sport, London, P10。
- 6) 「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の〈精神〉」世界の大思想, 23(ウエーバー, 政治社会論集), 河出書房, P224~225。
- 7) English History Review X X X II P561~2, 1971 James, Tait, “The Declaration of Sport for Lancashire,
- 8) マッキントッシュ, 飯塚訳「スポーツと社会」, 不味堂, P56
- 9) James I世の“the declaration of Sport, は, L. Govett: The King’s Book of Sport, London, 1890, P35~40・又 Charles I世の “the declaration of Sport は Gurdiner: The Constitutional Documents of the puritan Revolution 1625—1660, Oxford, 1906・P99~103を利用した。
- 10) 加藤元和：「近代体育の歴史とその思想」タイムス社, P58
- 11) ミッチェル, 松村訳：「ロンドン庶民生活史」みすず書房, P27~28。
- 12) John Stow: The survey of London, Everymans Lib, London, 1970 P85。
- 13) “The Diary of Samuel Pepys, vol 1, Everymans Lib, London・1975, P393。
- 14) Gerhard Schneider, : Puritanismus und Leibestibungen, Verlag karl Hofman ,1968, P28
- 15) Y—M. ベルセ, 井上訳「祭りと反乱」新評論 P186。
- 16) L. Govett : The king’s Book of Sports, London 1890, P.14。
- 17) B. Walter : The History of London, London 1893. P.128。
- 18) Ditchfield. P. H. : Old English Sports, Pastimes and custom. London. 1891, P.126。
- 19) R. W. Malcolmson. : Popular Recreation in English Society 1700~1850, Cambridge Univ. Press, 1973, P. 5。
- 20) Ibid P. 6。
- 21) J. Marlowe: The puritan Tradition in English Life, London. 1956, P.122。
- 22) Ibid. P. 8。
- 23) 越智武臣：「近代英国の起源」ミネルヴァ書房, P.429, 『清教徒の〈清〉, つまり Purificatin の方向は、個人

- の内面よりまず外部に、いいかえれば国教会に、ひいては既成秩序に向けられていたということこそ、16・17世紀清教主義の根本的特徴として再確認させなければならぬのである』
- 24) Y M ベルゼ, 井上訳「祭りと叛乱」新評論, P.228.
- 25) 大木英夫「ピューリタン, 近代化の精神構造」中公新書, P.40~41。
- 26) 大下尚一訳「ピューリタニズム」アメリカ古典文庫 15, 研究社, P.12~13。
- 27) 八木崇「イギリス宗教改革史研究」創文社 P.6~7。
- 28) 大木英夫「ピューリタン——近代化の精神構造」中公新書, P.73~74。
- 29) Ibid. P.78。
- 30) 八木崇「イギリス宗教改革史研究」創文社, P.256。
- 31) Ibid. P.256。
- 32) Ibid. P.266。
- 33) 大木英夫「ピューリタン——近代化の精神構造」中公新書, P.112。
- 34) F. H. Hackwood: Old English Sport, London. , P.12.
- 35) Van Dalen: A world history of physical Education, Prentice-Hall 1971, P.149。
 <The conflict over Sunday amusements became so sharp that some fun-loving citizens of Lancashire petitioned the King for permission to enjoy their customary, merry pastimes. As a result, James I wrote the Basilicon Doron to pronounce that the people of the realm were free to enjoy May-pole festivities, dancing, archery, leaping, vaulting, and other lawful amusements after abserving Sunday worship. He argued that this day was the only occassion the working men were free from labour and could participate in Sport. The puritan, deeping incensed over this act, had the book burned publicly when they came into power.
- 36) 大下尚一訳「ピューリタニズム」アメリカ古典文庫 15, 研究社——主の民が移住を始めたところのイギリスの嘆かわしい状態——P.58~59。
- 37) J. Gilfillan: The sabbath, New York 1882, P.119。
- 38) L. Govett, : The King's Book of Sport, London, 1890, P.28~29。
- 39) J.P. Kenyon: The Stuart Constitution-Documents and commentary-, Cambridge Uniw press 1966, P. 131~132, James vetoed a bill to punish abuses committed on the Lords day, and in Charles I's first parliament they had to content themselves with an act rein forcing the Declaration of Sports, though their abortive bill of 1606 had also prohibited morris dance hunting coursing, hawking church ales, dancing rushbearing maygame whitsun ales outurlings and wakes. This act was renewed in 1628 until the end of the first session of the next parliament; that is, May 1640。
- 40) L. Govett, : The King's Book of Sport, London, 1890, P.29~30。
- 41) Godfrey, D. : The Early Stuart 1603-1660, (The Oxford History of England IX), Oxford, 1959, P.76。
- 42) L. Govett, : The King's Book of Sport, London, 1890, P.50。
- 43) F. W. Hackwood, : Old English Sport, London, P.10。
- 44) Ibid. P.160~161。
- 45) L. Govett, : The King's Book of Sport, London, 1890, P.97。
- 46) Ibid. P.119。
- 47) Ibid. P.46。
- 48) L. Govett, : The King's of Sport, London, 1890, P. 117. J.P. Kenyon, : The Stuart Constitution, Documents and Commentary, Cambridge Univ Press, P.200。
- 49) 当時イギリスのいたるところを旅行した John Taylor はその様子を下記のように記している。
 <this Village of Barnslay doth most strictly observe the Lords day on Sunday, for little Children are not suffered to walke on play: and two Women who had beene at Church both before and after Noone, did but walke into the fields for their recreation, and they are put to their choice, either to pay sixpence a piece (for prophane walking) or to laid one houre in the stocks; and the pievish willfull women (though they were able enough to pay) to seve their money and jest out the matter, lay both by the heeles merrily on house.> —John Tayler : A Short Relation of a Long Fourney, 1653——。
- 50) F. W. Hackwood, : Old English Sport, London, P.8~9。
- 51) Dennis Brailsford: Sport and society, London, 1969, P.141。
- 52) ミッチェル, 松村訳「ロンドン庶民生活史」みずぐ書房, P.91。
- 53) C. Hole: English sport and pastimes, New York 1949, P.8。

- 54) Ibid. P.12。
- 55) Dennis Brailsford, : Sport and Society, London, 1969, P.50。
- 56) Puritanismusの倫理的規程は庶民的なスポーツ活動に限定したわけではなかった。それはブルジョア的なスポーツ活動に対しても適用されたが、しかし庶民的なスポーツ活動に対するほど徹底したものではなかった。
- 57) Van Dalen, : A World History of Physical Education, Prentice—Hall, P.149。
- 58) トーニー著, 出口・越智訳「宗教と資本主義の興隆」下巻, 岩波文庫, P.149~150。
- 59) トレヴェリアン, 藤原, 松浦訳「イギリス社会史」いすゞ書房, P.194。

そ の 他

- John Dover Wilson: Life in Shakespeare's England, London. 1913。
- W.P. Haugard: Elizabeth and English Reformation. London. 1970。
- H.B. Baker: History of the London Stage and it's famous players, 1570~1903, London. 1969。
- W.B. Boulton: The Amusements of Old London, vol I London. 1969。
- Maria kloeren: Sport und Record Leipzig. 1963。

(受理 昭和56年1月16日)